

経 済 産 業 省

20220408貿局第1号
輸入注意事項2022第5号
経済産業省貿易経済協力局

「ロシアを原産地又は船積地域とする貨物の二号承認制への追加について」の規程を次のとおり制定する。

令和4年4月12日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

ロシアを原産地又は船積地域とする貨物の二号承認制への追加について

令和4年4月12日付け経済産業省告示第97号（輸入公表の一部を改正する告示）により、輸入公表の二の表の第1のロシアの項に掲げる貨物については、令和4年4月19日以降、二号承認を受けるべき貨物となりました。

このため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、令和4年4月12日付け閣議了解に基づき輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いませんので注意してください。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月19日から施行する。
- 2 この規程の施行前に輸入に係る契約を行った者がその契約に基づいてする輸入については、施行の日から起算して3月を経過した日までは、なお従前の例による。